

堺市公報 第105号	令和2年1月24日発行
 堺市公報	発行 堺市（総務局行政部法制文書課） 堺市堺区南瓦町3番1号

目 次

頁

<告示>

- 土壤汚染対策法第11条第1項に基づく形質変更時要届出区域の指定について
 - 【環境局環境保全部環境対策課】..... 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定について
 - 【健康福祉局障害福祉部障害施策推進課】..... 4
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業者の指定について
 - 【健康福祉局障害福祉部障害施策推進課】..... 5
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の廃止について
 - 【健康福祉局障害福祉部障害施策推進課】..... 5
- 道路法に基づく市道の区域変更及び供用開始について
 - 【建設局土木部路政課】..... 6

<公告>

- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出等について
 - 【産業振興局商工労働部商業流通課】..... 9
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出等について
 - 【産業振興局商工労働部商業流通課】..... 10
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出等について
 - 【産業振興局商工労働部商業流通課】..... 12
- 農用地利用集積計画
 - 【産業振興局農政部農地課】..... 13
- 建築基準法第86条の5第4項の規定に基づく公告
 - 【建築都市局開発調整部建築安全課】..... 22
- 建築基準法第86条第8項の規定に基づく公告

【建築都市局開発調整部建築安全課】	22
<上下水道局公告>	
○堺市指定給水装置工事事業者規程に基づく指定給水装置工事事業者の指定について	
【上下水道局サービス推進部給排水設備課】	23
○堺市指定給水装置工事事業者規程に基づく指定給水装置工事事業者の廃止について	
【上下水道局サービス推進部給排水設備課】	24
○堺市下水道条例に基づく市指定排水設備工事事業者の指定について	
【上下水道局サービス推進部給排水設備課】	24

告 示

堺市告示第15号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第3項において準用する同法第6条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和2年1月24日

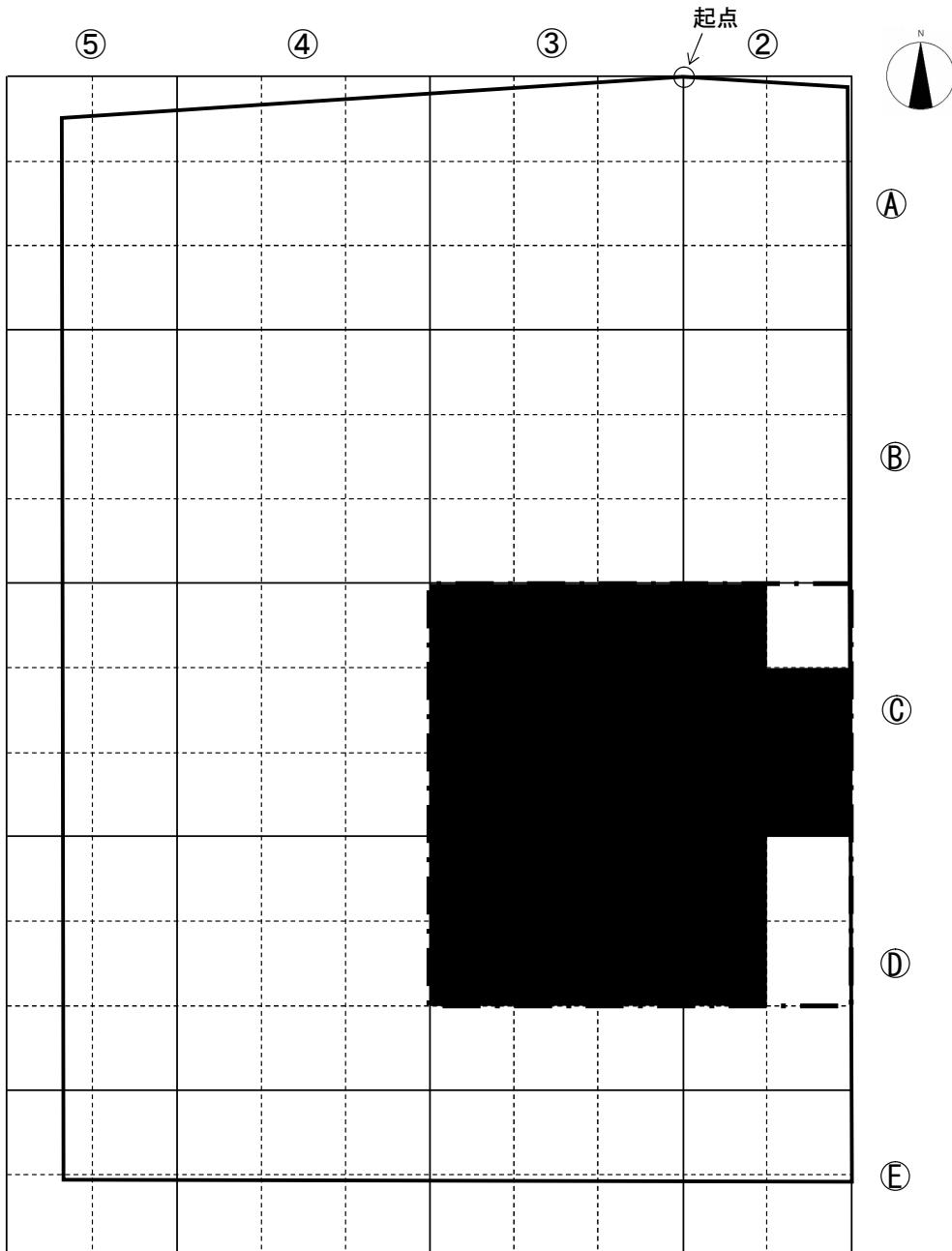
堺市長 永 藤 英 機

1 指定する形質変更時要届出区域

堺市西区築港新町三丁8番1の一部（次頁図面参照）

2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類
ふつ素及びその化合物

形質変更時要届出区域

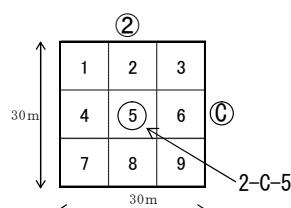


【起点】

起点は、形質変更範囲の最北端とした。

【凡例】

- 形質変更対象範囲
- 土壌調査範囲
- 単位区画
- 形質変更時要届出区域



堺市告示第16号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第36条第1項の規定に基づき、次の事業者を同法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者として指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

令和2年1月24日

堺市長 永 藤 英 機

法人名	事業内容	事業所名	事業所所在地	指定年月日
株式会社 CLAN	居宅介護	訪問介護CLAN堺	大阪府堺市堺区海山町四丁167-5 メゾン海山町102号	令和2年1月1日
株式会社 Marks	居宅介護	あいあいヘルパーステーション	大阪府堺市中区大野芝町170番地11	令和2年1月1日
株式会社 Marks	重度訪問介護	あいあいヘルパーステーション	大阪府堺市中区大野芝町170番地11	令和2年1月1日
株式会社 PEACE	居宅介護	かなでヘルパーステーション	大阪府堺市中区檜葉149-1	令和2年1月1日
株式会社 PEACE	重度訪問介護	かなでヘルパーステーション	大阪府堺市中区檜葉149-1	令和2年1月1日
株式会社 PEACE	同行援護	かなでヘルパーステーション	大阪府堺市中区檜葉149-1	令和2年1月1日
株式会社 CLAN	生活介護	CLAN堺	大阪府堺市堺区新在家町東四丁1番3号	令和2年1月1日
株式会社 LEAP-A	就労継続支援 (B型)	Dear-L (デアエル)	大阪府堺市中区八田北町595番1の2	令和2年1月1日

一般社団法人 パ シオン	就労継続支援 (B型)	以心伝心堺	大阪府堺市堺区栄橋 町一丁6-5	令和2年1月 1日
-----------------	----------------	-------	---------------------	--------------

~~~~~  
堺市告示第17号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の20第1項の規定に基づき、次の事業者を同法第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者として指定したので、同法第51条の30第2項第1号の規定により告示する。

令和2年1月24日

堺市長 永 藤 英 機

| 法人名             | 事業内容   | 事業所名 | 事業所所在地                               | 指定年月日        |
|-----------------|--------|------|--------------------------------------|--------------|
| 株式会社 R o a<br>d | 計画相談支援 | ロード  | 大阪府堺市中区土師<br>町五丁12番地27 ベ<br>ルコート102号 | 令和2年1月<br>1日 |

~~~~~  
堺市告示第18号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定に基づき、次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止に係る届出があったので、同法第51条第2号の規定により告示する。

令和2年1月24日

堺市長 永 藤 英 機

法人名	事業内容	事業所名	事業所所在地	廃止年月日

株式会社 ジューグ・MJK	居宅介護	あいあいヘルパーステーション	大阪府堺市中区大野芝町170-11	令和元年12月31日
株式会社 ジューグ・MJK	重度訪問介護	あいあいヘルパーステーション	大阪府堺市中区大野芝町170-11	令和元年12月31日
株式会社 ムーンリバー	生活介護	CLAN堺	大阪府堺市堺区新在家町東四丁1番3号	令和元年12月31日
株式会社 ムーンリバー	居宅介護	訪問介護ステーションムーンリバー堺	大阪府堺市堺区海山町四丁167-5 メゾン海山町102号	令和元年12月31日
株式会社 PEA CE	居宅介護	かなでヘルパーステーション	大阪府堺市中区檜葉149番地1	令和元年12月31日
株式会社 PEA CE	重度訪問介護	かなでヘルパーステーション	大阪府堺市中区檜葉149番地1	令和元年12月31日

堺市告示第19号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路の区域を次のように変更して、告示の日から供用を開始する。

その関係図面は、堺市建設局土木部路政課において、告示の日から14日間一般の縦覧に供する。

令和2年1月24日

堺市長 永 藤 英 機

1 道 路 の 種 類 市道

2 路 線 名 別紙調書のとおり

3 敷地の幅員及びその延長 別紙調書のとおり

4 供用開始の区間 別紙調書のとおり

道路区域変更調書

路線名	から 区間 まで	旧 新	敷地の		備考
			幅員m	延長m	
片蔵釜室線	南区片蔵638番2地先	旧	5.95 6.05	28.79	(02045)
	南区片蔵638番2地先	新	7.55 7.60	28.79	
八田北12号線	中区八田北町345番1地先	旧	4.98 5.26	10.03	(^0371)
	中区八田北町345番1地先	新	4.98 6.28	10.03	
八田北12号線	中区八田北町372番1地先	旧	4.65 5.36	26.30	(^0371)
	中区八田北町372番5地先	新	4.80 5.92	26.30	
八田北12号線	中区八田北町373番11地先	旧	4.72 5.25	8.38	(^0371)
	中区八田北町373番11地先	新	5.18 5.42	8.38	
八田北12号線	中区八田北町956番1地先	旧	3.62 5.67	23.95	(^0371)
	中区八田北町955番9地先	新	4.41 5.86	23.95	
八田北12号線	中区小阪76番21地先	旧	4.25 4.71	11.20	(^0371)
	中区小阪76番21地先	新	4.80 5.31	11.20	

公 告

堺市公告第37号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、次のとおり変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により公告するとともに、届出書類については、公告の日から4か月間、堺市産業振興局商工労働部商業流通課及び西区役所企画総務課市政情報コーナーにおいて縦覧に供する。

また、大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に堺市産業振興局商工労働部商業流通課に意見書を提出することができる。なお、提出された意見書については、その概要を公告するとともに、縦覧に供する。

令和2年1月24日

堺市長 永 藤 英 機

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ジョーシン鳳店

堺市西区鳳北町9丁510番地 ほか

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

上新電機株式会社

代表取締役 金谷 隆平

大阪市浪速区日本橋西一丁目6番5号

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗の名称

(変更前) (仮称) ジョーシン鳳北店

(変更後) ジョーシン鳳店

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 名称 上新電機株式会社
代表者 代表取締役 土井 栄次
所在地 大阪市浪速区日本橋西一丁目6番5号

(変更後) 名称 上新電機株式会社
代表者 代表取締役 金谷 隆平
所在地 大阪市浪速区日本橋西一丁目6番5号

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

4 変更年月日

上記3(1) 平成23年10月22日

上記3(2)及び(3) 令和元年6月25日

5 届出年月日

令和2年1月8日

~~~~~

堺市公告第38号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、次のとおり変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により公告するとともに、届出書類については、公告の日から4か月間、堺市産業振興局商工労働部商業流通課及び北区役所企画総務課市政情報コーナーにおいて縦覧に供する。

また、大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に堺市産業振興局商工労働部商業流通課に意見書を提出することができる。なお、提出された意見書については、その概要を公告するとともに、縦覧に供する。

令和2年1月24日

堺市長 永 藤 英 機

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ジョーシン堺中央環状店  
堺市北区長曾根町1915-1 ほか

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名  
上新電機株式会社  
代表取締役 金谷 隆平  
大阪市浪速区日本橋西一丁目6番5号

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗の名称

(変更前) (仮称) ジョーシン堺長曾根店

(変更後) ジョーシン堺中央環状店

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 名 称 上新電機株式会社  
代表者 代表取締役 中嶋 克彦  
所在地 大阪市浪速区日本橋西一丁目6番5号

(変更後) 名 称 上新電機株式会社  
代表者 代表取締役 金谷 隆平  
所在地 大阪市浪速区日本橋西一丁目6番5号

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

4 変更年月日

上記3(1) 令和元年11月22日

上記3(2)及び(3) 令和元年6月25日

5 届出年月日

令和2年1月8日

~~~~~

堺市公告第39号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定に基づき、次のとおり変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により公告するとともに、届出書類については、公告の日から4か月間、堺市産業振興局商工労働部商業流通課及び美原区役所企画総務課市政情報コーナーにおいて縦覧に供する。

また、大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、意見を有する者は、この公告の日から4か月以内に堺市産業振興局商工労働部商業流通課に意見書を提出することができる。なお、提出された意見書については、その概要を公告するとともに、縦覧に供する。

令和2年1月24日

堺市長 永 藤 英 機

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ジョーシン美原店

堺市美原区北余部151番1

2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

上新電機株式会社

代表取締役 金谷 隆平

大阪市浪速区日本橋西一丁目6番5号

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 名 称 上新電機株式会社

代表者 代表取締役 土井 栄次

所在地 大阪市浪速区日本橋西一丁目6番5号

(変更後) 名 称 上新電機株式会社

代表者 代表取締役 金谷 隆平

所在地 大阪市浪速区日本橋西一丁目6番5号

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつ

ては代表者の氏名

4 変更年月日

令和元年6月25日

5 届出年月日

令和2年1月8日

~~~~~

堺市公告第40号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和2年1月24日

堺市長 永 藤 英 機

令和元年度 第10号

農用地利用集積計画

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定

により、農用地利用集積計画を定める。

令和2年1月9日

堺 市

## 1 利用権設定各箇明細

| 利用権の設定を受ける者(借り手)      |       | 利用権を設定する農地 |        |      | 利用権を設定する者(貸し手)      |                                                                |                                | 設定する利用権           |        |          |           |        |                    |
|-----------------------|-------|------------|--------|------|---------------------|----------------------------------------------------------------|--------------------------------|-------------------|--------|----------|-----------|--------|--------------------|
| 住所                    | 氏名    | 所在         | 地番     | 現況地目 | 地積(m <sup>2</sup> ) | 住所                                                             | 氏名                             | 利用権の種類及び適用される共通事項 | 内容     | 始期       | 終期        | 借賃(円)  | 借賃の支払方法            |
| 堺市中区深阪6丁16番3号         | 樋川 重廣 | 西区太平寺      | 640    | 田    | 1,077               | 堺市西区太平寺18番地2                                                   | 木寺 寛                           | 使用貸借による権利         | 田として利用 | 令和2年4月1日 | 令和5年3月31日 | -      | -                  |
| 堺市西区山田1丁1086番地4       | 山口 勝彦 | 西区山田4丁     | 1322   | 田    | 1,953               | 堺市中区深井北町85番地                                                   | 藤塚 晴久                          | 使用貸借による権利         | 田として利用 | 令和2年4月1日 | 令和5年3月31日 | -      | -                  |
| 堺市南区大森253番地           | 田中 篤  | 南区大森       | 307-1  | 田    | 819                 | 堺市南区大森269番地                                                    | 榎本 ミチ子                         | 使用貸借による権利         | 田として利用 | 令和2年4月1日 | 令和5年3月31日 | -      | -                  |
| 堺市南区大庭寺               | 田中 篤  | 南区大庭寺      | 308    | 田    | 343                 |                                                                |                                |                   |        |          |           |        |                    |
| 堺市南区大庭寺               | 南区大庭寺 | 326        | 田      | 614  |                     |                                                                |                                |                   |        |          |           |        |                    |
| 堺市南区大庭寺               | 南区大庭寺 | 327        | 田      | 677  | 堺市南区大庭寺756番地        | 植屋 茂康                                                          |                                |                   |        |          |           |        |                    |
| 堺市南区大庭寺               | 南区大庭寺 | 338-1      | 田      | 236  |                     |                                                                |                                |                   |        |          |           |        |                    |
| 大阪府和泉市国分町<br>1019番地の2 | 田口 榮男 | 西区山田4丁     | 1323   | 田    | 1,233               | 堺市西区菱木3丁2661番地1<br>堺市西区菱木3丁2661番地1<br>大阪市都島区毛馬町3丁目2番<br>1-510号 | 西野 順子<br>高野 ヤス子<br>木村 和子<br>吹田 | 賃借権               | 田として利用 | 令和2年4月1日 | 令和5年3月31日 | 21,000 | 毎年末までに貸し人指定口座に振り込み |
| 大阪府和泉市国分町<br>1019番地の2 | 田口 榮男 | 西区山田4丁     | 1324   | 田    | 1,090               | 堺市西区菱木4丁2739番地                                                 | 榎本 登志子                         | 賃借権               | 田として利用 | 令和2年4月1日 | 令和5年3月31日 | 18,000 | 毎年末までに貸し人指定口座に振り込み |
| 大阪府和泉市国分町<br>1019番地の2 | 田口 榮男 | 西区山田4丁     | 1382-1 | 田    | 902                 | 堺市西区菱木4丁2803番地                                                 | 澤田 正憲                          | 賃借権               | 田として利用 | 令和2年4月1日 | 令和5年3月31日 | 15,334 | 毎年末までに貸し人指定口座に振り込み |
| 大阪府和泉市国分町<br>1019番地の2 | 田口 榮男 | 西区山田4丁     | 1471   | 田    | 942                 | 堺市西区菱木4丁2803番地                                                 | 澤田 欽博                          | 賃借権               | 田として利用 | 令和2年4月1日 | 令和5年3月31日 | 16,000 | 毎年末までに貸し人指定口座に振り込み |
| 大阪府和泉市国分町<br>1019番地の2 | 田口 榮男 | 西区山田4丁     | 1472   | 田    | 1,127               | 堺市西区菱木4丁2803番地                                                 | 宮前 章                           | 賃借権               | 田として利用 | 令和2年4月1日 | 令和5年3月31日 | 19,000 | 毎年末までに貸し人指定口座に振り込み |
| 大阪府和泉市国分町<br>1019番地の2 | 田口 榮男 | 西区山田4丁     | 1491-1 | 田    | 551                 | 堺市西区菱木3丁2536番地1                                                |                                |                   |        |          |           | 9,000  | 毎年末までに貸し人指定口座に振り込み |
| 堺市北区長曾根町589番地         | 今野 正章 | 北区金剛町      | 2519   | 田    | 1,104               | 大阪市住吉区墨江4丁目9番25号                                               | 岩井 忠美                          | 使用貸借による権利         | 田として利用 | 令和2年4月1日 | 令和5年3月31日 | -      | -                  |

| 利用権の設定を受ける者(借り手) |       | 利用権を設定する農地 |       |          |                     | 利用権を設定する者(貸し手)                |       |                  |            | 設定する利用権  |           |        |                              |
|------------------|-------|------------|-------|----------|---------------------|-------------------------------|-------|------------------|------------|----------|-----------|--------|------------------------------|
| 住所               | 氏名    | 所在         | 地番    | 現況<br>地目 | 地積(m <sup>2</sup> ) | 住所                            | 氏名    | 利用権の種類<br>及び適用事項 | 内容         | 始期       | 終期        | 借賃(円)  | 借賃の支払方法                      |
| 堺市中区深阪6丁16番3号    | 桶川 重廣 | 中区田園       | 377   | 田        | 1,054               | 堺市中区田園549番地                   | 前田 繁一 | 使用貸借による<br>権利    | 田として<br>利用 | 令和2年4月1日 | 令和5年3月31日 | -      | -                            |
|                  |       | 中区田園       | 378   | 田        | 631                 |                               |       |                  |            |          |           |        |                              |
| 堺市南区富蔵237番地17    | 北尻 賢  | 南区豊田       | 864   | 田        | 1,457               |                               |       | 使用貸借による<br>権利    | 田として<br>利用 | 令和2年4月1日 | 令和5年3月31日 | -      | -                            |
|                  |       | 南区豊田       | 925   | 田        | 552                 | 堺市南区豊田1014番地                  | 藤内 懿子 |                  |            |          |           |        |                              |
| 堺市南区富蔵237番地17    | 北尻 賢  | 南区豊田       | 1077  | 田        | 803                 |                               |       | 使用貸借による<br>権利    | 田として<br>利用 | 令和2年4月1日 | 令和5年3月31日 | -      | -                            |
|                  |       |            |       |          |                     |                               |       |                  |            |          |           |        |                              |
| 堺市南区富蔵237番地17    | 北尻 賢  | 南区富蔵       | 3591  | 田        | 1,380               | 堺市北区百舌鳥本町3丁402番地              | 小林 三郎 | 使用貸借による<br>権利    | 田として<br>利用 | 令和2年4月1日 | 令和5年3月31日 | -      | -                            |
|                  |       | 南区富蔵       | 603-1 | 田        | 1,929               | 堺市南区烟501番地                    | 北井 義正 | 使用貸借による<br>権利    | 田として<br>利用 | 令和2年4月1日 | 令和5年3月31日 | -      | -                            |
| 堺市南区烟144番地       | 辻野 一男 | 南区富蔵       | 605-1 | 田        | 1,203               |                               |       | 使用貸借による<br>権利    | 田として<br>利用 | 令和2年4月1日 | 令和5年3月31日 | -      | -                            |
|                  |       |            |       |          |                     |                               |       |                  |            |          |           |        |                              |
| 堺市美原区菅生1339番地    | 澤野 忠平 | 美原区平尾      | 398-1 | 田        | 1,206               | 堺市東区西野9番地6<br>ウォールストリート11303号 | 出水 喜弘 | 賃借権              | 畑として<br>利用 | 令和2年4月1日 | 令和5年3月31日 | 12,000 | 毎年3月末までに<br>貸し人指定口座に<br>振り込み |
|                  |       | 北区中村町      | 97    | 田        | 1,044               | 兵庫県神戸市北区松が枝町1丁目<br>36番地の30    | 向田 房代 | 使用貸借による<br>権利    | 田として<br>利用 | 令和2年4月1日 | 令和5年3月31日 | -      | -                            |
| 堺市北区中村町83番地98    | 山内 正信 | 北区中村町      | 2895  | 田        | 1,352               | 堺市北区金岡町737番地                  | 鍵 岸子  | 使用貸借による<br>権利    | 田として<br>利用 | 令和2年4月1日 | 令和5年3月31日 | -      | -                            |
|                  |       |            | 158   | 田        | 1,996               | 堺市堺区眞珠台2丁11番12号               | 以倉 完悦 | 使用貸借による<br>権利    | 田として<br>利用 | 令和2年4月1日 | 令和5年3月31日 | -      | -                            |
| 堺市北区金岡町2164番地1   | 芝尾 栄典 | 北区金岡町      | 165   | 田        | 733                 | 堺市堺区南三国ヶ丘町5丁5番1号              | 以倉 吉隆 | 使用貸借による<br>権利    | 田として<br>利用 | 令和2年4月1日 | 令和5年3月31日 | -      | -                            |
|                  |       | 東区石原町3丁    | 67-1  | 田        | 1,165               | 堺市東区高松175番地                   | 藤井 昌子 | 使用貸借による<br>権利    | 田として<br>利用 | 令和2年4月1日 | 令和5年3月31日 | -      | -                            |
| 堺市東区石原町4丁207番地   | 以倉 啓次 | 東区石原町3丁    | 303   | 田        | 700                 | 堺市北区蕨前町3丁3番16号                | 村田 雅彦 | 使用貸借による<br>権利    | 田として<br>利用 | 令和2年2月1日 | 令和5年1月31日 | -      | -                            |
|                  |       | 東区石原町2丁    | 304   | 田        | 485                 |                               |       |                  |            |          |           |        |                              |
| 堺市美原区小寺788番地     | 松川 敏弘 |            |       |          |                     |                               |       |                  |            |          |           |        |                              |

| 利用権の設定を受ける者(借り手)              |                  | 利用権を設定する農地 |        |       |                     | 利用権を設定する者(貸し手)          |                |                       |           | 利用権を設定する者(貸し手) |           |           |         | 設定する利用権 |  |  |  |
|-------------------------------|------------------|------------|--------|-------|---------------------|-------------------------|----------------|-----------------------|-----------|----------------|-----------|-----------|---------|---------|--|--|--|
| 住所                            | 氏名               | 所在         | 地番     | 現況地目  | 地積(m <sup>2</sup> ) | 住所                      | 氏名             | 利用権の種類及び適用される共通事項     | 内容        | 始期             | 終期        | 借賃(円)     | 借賃の支払方法 |         |  |  |  |
| 堺市東区高松227番地2<br>シティハイツ北野田714号 | 明地 克博            | 北区野遠町      | 224-1  | 田     | 633                 | 堺市美原区今井452番地            | 柳下 文彦          | 使用貸借による権利             | 畠として利用    | 令和2年2月1日       | 令和5年1月31日 | -         | -       |         |  |  |  |
| 堺市美原区真福寺58番地                  | 本並 政信            | 美原区太井      | 61-1   | 田     | 531                 | 堺市美原区今井452番地            | 柳下 文彦          | 使用貸借による権利             | 畠として利用    | 令和2年2月1日       | 令和5年1月31日 | -         | -       |         |  |  |  |
| 堺市南区美木多上2041番地                | 山口 博史            | 南区美木多上     | 2155-1 | 田     | 136                 |                         |                |                       |           |                |           |           |         |         |  |  |  |
|                               |                  | 南区美木多上     | 2156   | 田     | 1,315               |                         |                |                       |           |                |           |           |         |         |  |  |  |
|                               |                  | 南区美木多上     | 2232   | 田     | 300                 |                         |                |                       |           |                |           |           |         |         |  |  |  |
|                               |                  | 南区美木多上     | 2234   | 田     | 446                 | 和歌山県和歌山市小松原5丁目<br>7番29号 | 林 多恵子          | 使用貸借による権利             | 畠として利用    | 令和2年2月1日       | 令和5年1月31日 | -         | -       |         |  |  |  |
|                               |                  | 南区美木多上     | 2235   | 田     | 575                 |                         |                |                       |           |                |           |           |         |         |  |  |  |
|                               |                  | 南区美木多上     | 2236-1 | 田     | 717                 |                         |                |                       |           |                |           |           |         |         |  |  |  |
|                               |                  | 南区美木多上     | 2270   | 田     | 740                 |                         |                |                       |           |                |           |           |         |         |  |  |  |
|                               |                  | 北区金剛町      | 2703   | 田     | 647                 | 堺市中区深井中町1209番地5         | 下 福信           | 使用貸借による権利             | 田として利用    | 令和2年2月1日       | 令和5年1月31日 | -         | -       |         |  |  |  |
|                               |                  | 今野 正章      | 美原区平尾  | 403   | 田                   | 1,233                   | 堺市美原区平尾2114番地2 | 清水 ヨシノ                | 使用貸借による権利 | 田として利用         | 令和2年2月1日  | 令和5年1月31日 | -       | -       |  |  |  |
|                               |                  | 阪口 良一      | 美原区多治井 | 430-1 | 田                   | 1,557                   | 堺市美原区多治井500番地  | 奥田 高宜<br>奥田 緑         | 使用貸借による権利 | 畠として利用         | 令和2年2月1日  | 令和5年1月31日 | -       | -       |  |  |  |
| 堺市美原区北余部565番地3                | 岩井 健太            | 南区片瀬       | 89-1   | 田     | 851                 | 堺市南区片瀬617番地             | 櫻井 修           | 使用貸借による権利<br>(解除条件付き) | 畠として利用    | 令和2年2月1日       | 令和5年1月31日 | -         | -       |         |  |  |  |
| 堺市南区庭代台17-23番<br>9-210号       | 酒井 晴子            | 東区石原2丁     | 73     | 田     | 1,024               | 堺市中区深阪3丁1番20号           | 盛尾 季史          | 使用貸借による権利<br>(解除条件付き) | 田として利用    | 令和2年2月1日       | 令和5年1月31日 | -         | -       |         |  |  |  |
| 大阪市北区西天満2丁目<br>6番8号 堂島ビルヂング9F | 株式会社<br>グッドフィールド | 東区石原2丁     | 74     | 田     | 998                 |                         |                |                       |           |                |           |           |         |         |  |  |  |

## 使用貸借

## 2 共通事項（利用権設定関係）

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるものほか、次に定めるところによる。

## (1) 解約権の留保の禁止

利用権を設定する者（以下「甲」という。）及び利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）は、1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約する権利は有しない。

## (2) 転貸又は譲渡

乙はあらかじめ市に協議した上、甲の承諾を得なければ目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

## (3) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

## (4) 租税公課の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

## (5) 目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙は、すみやかに甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額）の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その費やした金額又は増価額とする。

エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代價を請求してはならない。

## (6) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

## (7) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

## (8) その他

この農用地利用集積計画に定めのない事項及びこの農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び市が協議して定める。

解除条件付  
(法18-2-6)

## 2 共通事項（利用権設定関係）

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

### （1）借賃の支払猶予

利用権を設定する者（以下「甲」という。）は、利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払い期限までに借賃の支払いをすることができない場合には、相当と認められる期日までその支払いを猶予する。

### （2）解約権の留保の禁止

甲及び乙は、1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約する権利を有しない。

### （3）利用権の解除

甲は、乙が利用権の目的物（以下「目的物」という。）を適正に利用していないと認められる場合には当該利用権を解除するものとする。

### （4）転貸又は譲渡の禁止

乙はあらかじめ市に協議した上、甲の承諾を得なければ利用権の目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

### （5）修繕及び改良

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

### （6）租税公課の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

### （7）目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したとき又は（3）により甲が利用権を解除したときは、乙は、すみやかに甲に対して目的物を原状に回復して返還する。乙が原状に復すことができないときは、甲が原状に回復するために要する費用を乙が負担する。ただし、災害その他不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額）の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その費やした金額又は増価額とする。

エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない。

### （8）利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

(9) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

(10) 期間途中で貸借が終了した場合の原状回復

貸借が終了したときは、乙は、すみやかに甲に対して目的物を原状に復して返還する。乙が原状に復すことができないときは、甲が原状に回復するために要する費用を乙が負担する。ただし、天災地変等の不可抗力または通常の利用により損失が生じた場合および修繕または改良により変更された場合は、この限りではない。

(11) 違約金の支払い

甲の責めに帰さない事由により、期間の中途において貸借を終了させこととなった場合には、賃借権による利用権設定に限り、乙は甲に対し、利用権設定終了日までに支払うべき賃借料の総額と、すでに支払った賃借料との差額を違約金として支払う。ただし、天災地変等の不可抗力により貸借を終了させることとなった場合は別途協議を行う。

(12) 利用状況の報告

乙は毎事業年度の終了後3月以内に、次に掲げる事項を記載した報告書を参考となるべき書類を添えて（乙が法人の場合は定款の写しも合わせて）市長に提出しなければならない。

ア 乙の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）

イ 乙が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた農用地の面積

ウ イの農用地における作物の種類別作付面積又は栽培面積、生産数量及び反収

エ 乙が行う耕作又は養畜の事業がその農用地の周辺の農用地の農業上の利用に及ぼしている影響

オ 乙の地域の農業における他の農業者との役割分担の状況

カ 乙が法人である場合には、その法人の業務を遂行する役員のうち、その法人の行う耕作

又は養畜の事業に當時従事する者の役職名及び氏名並びにその法人の行う耕作又は養畜の事業への従事状況

キ その他参考となるべき事項

(13) 励告

市長は、乙が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告する。

ア 乙がその農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ 乙が地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認めるとき。

ウ 乙が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のいずれもがその法人の行う耕作又は養畜の事業に當時従事していないと認めるとき。

(14) 農用地利用集積計画の取り消し

市長は、乙が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち該当部分を取り消す。

ア 乙がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、甲が賃貸借又は使用貸借の解除をしないとき。

イ 乙が（13）の勧告に従わなかったとき。

(15) その他

この農用地利用集積計画の定めのない事項及び農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び市が協議して定める。

**賃貸借****2 共通事項（利用権設定関係）**

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

**(1) 借賃の支払猶予**

利用権を設定する者（以下「甲」という。）は、利用権の設定を受ける者（以下「乙」という。）が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払い期限までに借賃の支払いをすることができない場合には、相当と認められる期日までその支払いを猶予する。

**(2) 解約権の留保の禁止**

甲及び乙は、1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約する権利は有しない。

**(3) 転貸又は譲渡**

乙はあらかじめ市に協議した上、甲の承諾を得なければ目的物を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

**(4) 修繕及び改良**

ア 甲は、乙の責に帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

**(5) 租税公課の負担**

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

**(6) 目的物の返還**

ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙は、すみやかに甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額）の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市が認定した額を、その費やした金額又は増価額とする。

エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない。

**(7) 利用権に関する事項の変更の禁止**

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙及び市が協議のうえ、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

**(8) 利用権取得者の責務**

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

**(9) その他**

この農用地利用集積計画に定めのない事項及びこの農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び市が協議して定める。



堺市公告第41号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条の5第2項の規定による認定の取消しをしたので、同条第4項の規定により、その旨を次のとおり公告する。

令和2年1月24日

堺市長 永 藤 英 機

1 認定取消年月日及び認定取消番号 令和2年1月8日 第E-20号

2 対象区域 堺市南区竹城台1丁2番5、2番11及び2番12並びに2番6の一部

~~~~~

堺市公告第42号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第86条第2項の規定による認定をしたので、同条第8項の規定により、その旨を次のとおり公告するとともに縦覧に供する。

令和2年1月24日

堺市長 永 藤 英 機

1 認定年月日及び認定番号 令和2年1月8日 第E-21号

2 対象区域 堺市南区竹城台1丁2番5の一部

3 縦覧場所 堺市役所高層館13階

建築都市局開発調整部建築安全課

上下水道局公告

堺市上下水道局公告第9号

堺市水道事業給水条例（昭和33年条例第13号）第13条第1項に規定する指定給水装置工事事業者の指定をしたので、堺市指定給水装置工事事業者規程（平成10年水道局管理規程第6号）第7条第1号の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和2年1月24日

堺市上下水道事業管理者 出 来 明 彦

指定番号 第1398号
指定年月日 令和2年1月7日
指定期間の末日 令和7年1月6日
事業者の名称 株式会社坂本配管工業所
事業者の住所 岸和田市内畠町205番地の10
代表者の職氏名 代表取締役 坂本 博敏
事業所の名称 株式会社坂本配管工業所
事業所の所在地 岸和田市内畠町205番地の10

指定番号 第1399号
指定年月日 令和2年1月7日
指定期間の末日 令和7年1月6日
事業者の名称 株式会社フルハウスサポート
事業者の住所 枚方市尊延寺3丁目4番8号
代表者の職氏名 代表取締役 林 昇一
事業所の名称 株式会社フルハウスサポート
事業所の所在地 枚方市尊延寺3丁目4番8号

指定番号 第1400号
指定年月日 令和2年1月7日
指定期間の末日 令和7年1月6日
事業者の名称 久野 裕介
事業者の住所 大東市深野北1丁目13番13号
エスペーロ・アヴェニュー306
事業所の名称 久野設備
事業所の所在地 大東市深野北1丁目13番13号

エスペーロ・アヴェニュー306

指定番号 第1401号
指定年月日 令和2年1月7日
指定期間の末日 令和7年1月6日
事業者の名称 株式会社伊與久
事業者の住所 東大阪市日下町2丁目3番11号
代表者の職氏名 代表取締役 伊與久 翔太
事業所の名称 株式会社伊與久
事業所の所在地 東大阪市新町21-43

~~~~~

堺市上下水道局公告第10号

堺市指定給水装置工事事業者から指定給水装置工事事業者廃止届出書が提出されたので、  
堺市指定給水装置工事事業者規程（平成10年水道局管理規程第6号）第7条第3号の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和2年1月24日

堺市上下水道事業管理者 出 未 明 彦

指定番号 第973号  
廃止年月日 令和2年1月7日  
事業者の名称 坂本 博敏  
事業者の住所 岸和田市大沢町132番地  
事業所の名称 坂本配管工業所  
事業所の所在地 岸和田市内畑町205番地の10

~~~~~

堺市上下水道局公告第11号

堺市下水道条例（昭和37年条例第6号）第5条の3第1項に規定する市指定排水設備工事業者の指定をしたので、同条第2項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和2年1月24日

堺市上下水道事業管理者 出 未 明 彦

指定番号 第1693号
指定年月日 令和2年1月7日
事業者の名称 株式会社坂本配管工業所
事業者の住所 岸和田市内畠町205番地の10
代表者の職氏名 代表取締役 坂本 博敏
営業所の名称 株式会社坂本配管工業所
営業所の所在地 岸和田市内畠町205番地の10

指定番号 第1694号
指定年月日 令和2年1月7日
事業者の名称 株式会社A p l a n n i n g
事業者の住所 堺市堺区少林寺町東2丁1番21号
代表者の職氏名 代表取締役 小濱 智規
営業所の名称 株式会社A p l a n n i n g
営業所の所在地 堺市堺区少林寺町東2丁1番21号

指定番号 第1695号
指定年月日 令和2年1月7日
事業者の名称 株式会社伊與久
事業者の住所 東大阪市日下町2丁目3番11号
代表者の職氏名 代表取締役 伊與久 翔太
営業所の名称 株式会社伊與久
営業所の所在地 東大阪市新町21-43